

○宮崎大学教育学部附属学校園長職務規程

平成 28 年 4 月 1 日
制 定

第 1 条 教育学部附属学校園長（以下「附属学校園長」という。）は、教育学部長（以下「学部長」という。）及び教育学部附属学校園統括長（以下「附属学校園統括長」という。）の監督の下に、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第 2 条 附属学校園長は、次の各号に掲げる事項については、学部長及び附属学校園統括長の承認にしたがってこれを行わなければならない。

- (1) 教員の人事に関する事。
- (2) 規則等の制定改廃に関する事。
- (3) 予算に関する事。
- (4) 学部教員と一体となつて行う教育・研究に関する事。
- (5) 評価に関する事。
- (6) 入学式、卒業式に関する事。
- (7) 卒業証書発行に関する事。
- (8) その他、学部長又は附属学校園統括長が特に必要と認める重要事項

第 3 条 前条に規定する事項及び諸法令に基づくもの以外は、附属学校園長が専決し、必要に応じて学部長及び附属学校園統括長に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。